

パネルディスカッション

「被害者が望む支援のために～第4次犯罪被害者等基本計画～」

パネリスト：飛鳥井 望氏 被害者支援都民センター理事長・精神科医
井上 尚美氏 大阪被害者支援アドボカシーセンター理事・支援総括責任者
西連寺義和氏 警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）
コーディネーター：大岡 由佳氏 武庫川女子大学准教授



大岡： このたびご紹介にあずかりました大岡と申します。私はソーシャルワーカーとして単科の精神科病院を経て大学病院に移った18年前より、民間被害者支援団体でも直接支援に従事しております。

現在は当事者団体とかかわりながら、被害者支援に関する研究や、トラウマインフォームド社会に向けての活動に取り組んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、ここからはパネルの趣旨について、ご説明させていただきます。

ご存じのように、2004年に犯罪被害者等基本法が施行され、その際に基本計画ができました。それが第2次、第3次と改正され、2021年からは第4次の基本計画に則り、被害者支援が展開されていっております。

今回のパネルでは「被害者が望む支援のために」という視点から「第4次犯罪被害者等基本計画」について、ディスカッションを行っていきたいと思います。

このパネルを開催するに当たりまして、事前に加盟団体へのアンケートにご協力いただいております。ありがとうございます。

その中で「基本計画の基本方針で最も関心があるところ」をお尋ねしましたところ、「途切れることなく支援が行われること 34%」「個々の事情に応じて適切に支援が行われること 34%」というような状況でございました。

そこで、具体的にはそれらの項目につながる二つのテーマ、「地方公共団体における支援のための連携」「潜在化しやすい被害者に配慮した支援」について、ディスカッションをさせていただきたいと考えております。

一つ目のテーマを議論する中で、地方公共団体や民間支援団体と、つなぎ目のない支援体制の構築を、いかに作っていくのかについて、検討していきます。

二つ目のテーマでは、様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援は何かということについて、議論をしていきたいと思っております。

今回は本パネルのご登壇者として3名の方をお招きしております。先ほどご紹介がございましたが、一人目が飛鳥井さんでございます。皆様もご存じかと思いますが、現在、被害者支援都民センターの理事長をされております。精神科医として犯罪

被害者等の臨床、研究、施策の礎を作り上げてくださった先生でおられます。

お隣にいらっしゃいます井上さんは大阪被害者支援アドボカシーセンターの理事でいらっしゃいまして、支援の総括責任者をなさっております。

実は私も10年以上前から大阪センターの専門支援員を微力ながらさせていただいておりますけれども、当初から、いつも笑顔で迎え入れてくださって、非常に丁寧に、誠実に、的確な判断力で、被害者支援や講師、そして、スーパービジョンに当たられております。

そして最後、西連寺さんをお迎えしております。犯罪被害者等施策担当の警察庁長官官房参事官としてコロナ禍においても全国の各地まで足をお運びいただき、犯罪被害者支援の行く末

大岡 由佳 氏

を考え、日々、各地域の施策の充実に向けて取り組まれております。

きょうは国としての現施策でのお考えや期待することなども、お聞かせいただけるのではないかと考えております。

では、ここからパネリストに、自己紹介と討論テーマにかかわるお考え、ご意見を順にご発言いただきたいと思います。飛鳥井さん、お願いいたします。

飛鳥井： 皆さん、こんにちは。被害者支援都民センターの飛鳥井でございます。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思います。私が被害者支援にかかわるようになりましたのは、基本法が制定されました2004年、平成16年でございます。その時に都民センターの理事となりました。

そのあと都民センターが、東京都の総合相談窓口を2008年に引き受けることになりまして、そこから実際、総合相談窓口の活動にも参加をしております。そして、11年前の2010年に、東京都犯罪被害者支援連絡会の会長を拝命いたしました。

都民センターの理事長になりましたのは5年前でありまして、そのあと4年前には、国の基本計画の策定・推進専門委員等会議の議長を仰せつかっております。

東京都の支援では、2年前に東京都が支援条例を制定しましたので、その時の有識者懇談会にも参加いたしました。それに続いて東京都の支援計画が昨年度、いろいろ検討されました。その時の検討委員をしております。

ということで、国の基本計画の取りまとめにも参加させていただきまして、東京都の支援計画についても取りまとめのお手伝いをいたしました。

日本の基本計画も、第1次から第3次の中で大体大きな骨格は出来上がっております。総合的対応窓口を全国に配備するとか、性犯罪・性暴力被害のワンストップ支援センターを配備するとか、犯罪被害給付制度を拡充するとか、刑事手続きの中でのいろいろな被害者支援のシステムは出来上がっておりまして、被害者参加制度なども充実してまいりました。

ということで大きな枠組は日本も出来上がっておりまして、被害者支援に関しても先進国の仲間入りをしていると言ってもいいようなところまで来ていると思います。

ただ、4次計画を始めるに際して、それでもまだまだいろいろな点で、もう少し充実したいところは多々ありまして、いろいろな要望が寄せられました。そういうところを充実していったり、まだちょっと漏れているんじゃないかというところを、きちんと手当てしていくといったようなことが4次計画での役割だったと認識しております。

具体的なことについては、このあと西連寺さんから細かくご説明があるかと思しますので、きょうの議論の中で私はむしろ、東京都の支援計画ですとか、都民センターが、その中でどういのかかわりをしているかといったようなことを中心にお話をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

飛鳥井 望氏

大岡： 飛鳥井さん、ありがとうございました。

続いて井上さん、お願いいたします。

井上： 大阪被害者支援アドボカシーセンターで支援総括責任者をしております井上でございます。よろしくお願いいたします。

大阪被害者支援アドボカシーセンターは1996年にスタートして、今年で25年目を迎えることができました。

2019年に大阪府に大阪府犯罪被害者等支援条例が制定された折、被害者支援調整会議が設けられ、その中でアドボカシーセンターに支援計画作成責任者としての役割が委託されました。

それ以降、被害者支援調整会議の中でアドボカシーセンターが支援コーディネーターとして明確に位置づけられて、実際の支援を実施する支援センターになっています。

支援センターが被害者支援調整会議の中で支援コーディネーターの役割を担うことで、被害直後から、犯罪被害者がお住いの市町村や関係機関とも一体となったワンストップの総合的な支援が、これまで以上に提供できるようになりました。

また、時の経過とともに変化していく被害者のニーズに沿った支援ができているかどうか、支援センターが進捗状況を確認しながら市町村や関係機関へ積極的に働きかけて、きめ細かな

サポートができるようにもなりました。

被害者支援調整会議はまだ始まってから3年目です。支援センターが支援コーディネーターの役割を担うことは、被害者支援において少なからぬ意義があったのではないかと感じております。本日は、そのあたりのご報告をさせていただけたらと思っております。

大岡： 井上さん、ありがとうございました。

西連寺さんには自己紹介と続いて、本日のテーマであります第4次犯罪被害者等基本計画についての解説をいただきます。西連寺さん、お願いいたします。

西連寺： ご紹介にあずかりました、警察庁の参事官をしております西連寺と申します。

皆様には日頃より、政府の犯罪被害者等のための施策にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

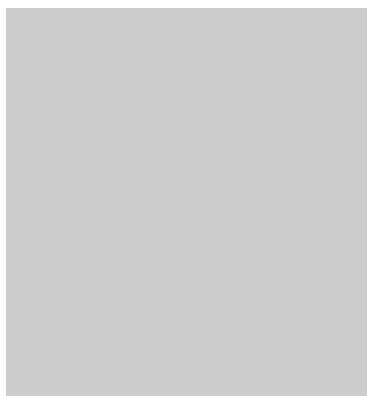
私は政府全体の犯罪被害者等施策の取りまとめ業務を担当しており、基本計画の策定作業にも携わりました。私からは、今年4月にスタートしました第4次犯罪被害者等基本計画について、ご紹介いたします。まず、第4次計画がどのようにして策定されたかについて、ご説明いたします。

平成16年に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする犯罪被害者等基本法が制定されました。それ以降、基本法に基づき、政府全体の犯罪被害者等施策を取りまとめた犯罪

被害者等基本計画が策定され、被害者支援施策は着実に推進されてきました。

基本計画は、内閣総理大臣を会長とし、6名の大臣、4名の有識者で構成される犯罪被害者等施策推進会議を経て、閣議決定により策定されます。

また、推進会議の下では基本計画策定・推進専門委員等会議が開催され、実務的な検討を担っております。この専門委員等会議は、推進会議委員の有識者を含む11名の有識者の方と7名の関係府省庁職員で構成されており、議長は飛鳥井様に務めていただいております。



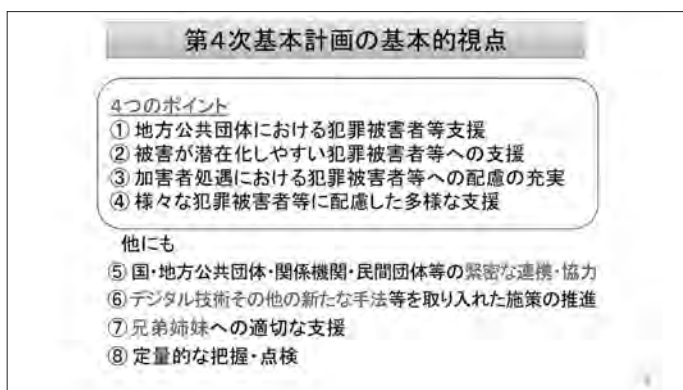
西連寺 義和 氏

次に第4次計画の策定経緯ですが、初めに、犯罪被害に遭われた方々の意見を施策に反映させるため、犯罪被害者団体や民間支援団体、一般の方々から、平成28年に策定された第3次計画の見直しに関する意見を募集し、多くのご意見をいただきました。

その後、令和2年1月から約1年間にわたり、専門委員等会議において、これらのご意見を一つ一つ検討するなどして議論が行われ、さらにパブリックコメントを行ったうえで、令和3年3月30日の推進会議で第4次計画案が決定され、同日の閣議で第4次計画が決定されました。

第4次計画の策定に当たっては第3次計画の評価も行われました。第3次計画の下では、犯罪被害給付制度の拡充、カウンセリング費用の公費負担制度の全国整備など各種取組が推進され、全体としては、着実に施策の推進が図られ、一定の成果をあげたと評価されました。

他方、今後の課題としまして、犯罪被害者等への中長期的な支援、性犯罪や児童虐待等、被害が潜在化しやすい被害者への支援の必要性が指摘されました。第4次計画では、これらの課題や、被害者の方々から寄せられたご意見等を踏まえて検討が行われ、様々な施策が盛り込まれております。



続いて第4次計画の内容について、ご紹介します。計画期間は令和3年4月1日から5カ年であり、合計で279の具体的施策を盛り込んでおります。また、「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」をはじめとする四つの基本方針は、その重要性を踏まえて第1次計画から踏襲されております。

次に第4次計画の基本的視点としましては、先ほどの第3次計画の評価や、被害者の方々から寄せられたご意見等を踏まえ、地方公共団体における犯罪被害者等支援をはじめとする、こちらの①から④の四つのポイントを挙げることはできますが、この点は後ほどご紹介いたします。

ほかにも⑤にありますように、国・地方公共団体・関係機関・民間団体等が連携・協力し、被害直後から重層的な支援を行うことができる体制を構築するなど、緊密な連携・協力体制による取組の一層の強化を図っていくことのほか、⑥にある、デジタル技術その他の新たな手法

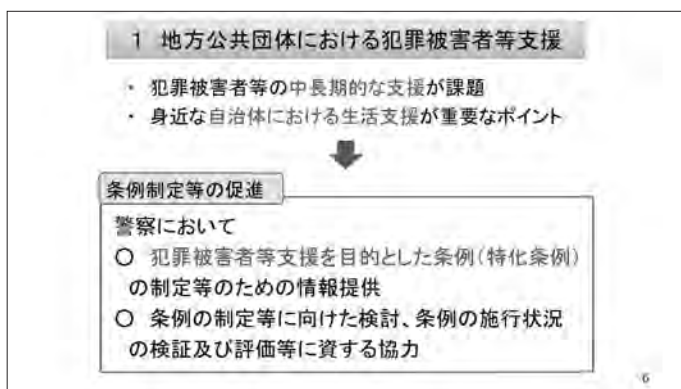
等を取り入れた施策を着実に推進していくこととしております。

さらに⑦にある、犯罪被害者の兄弟姉妹への支援については第3次計画で着目されましたが、いまだ十分な支援が行き届いていないとの指摘を踏まえ、支援の一層の推進を図ることとしております。

最後に⑧にあるように、施策の取組状況を数値的に把握してフォローアップし、施策の一層の推進を図ることとしております。

第4次計画は、これまでに積み重ねられてきた被害者支援の取組を踏まえて、個々の課題等に、よりきめ細かく対応し、支援内容の一層の充実・深化を図っていくことに重点があるといえると思います。

これから先ほどの四つのポイントについて、ご紹介します。一つ目は、地方公共団体における犯罪被害者等支援についてです。



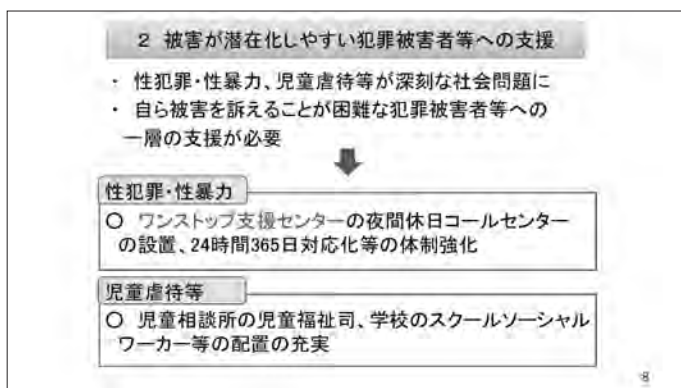
第4次計画の課題の一つとして犯罪被害者等への中長期的な支援の必要性が示され、身近な自治体による生活支援が重要なポイントとされています。自治体による生活支援施策を推進するため、第3次計画から条例の制定等に関する情報提供の施策が盛り込まれ、条例制定等の動きが広がってきました。

令和3年4月現在、犯罪被害者等支援を目的とした条例、いわゆる特化条例の制定数は、都道府県は47団体のうち32、政令指定都市は20団体のうち8、基礎自治体である市区町村は1,721団体のうち384となっております。

第4次計画では、条例制定等の動きを一層促進するため、警察において、特化条例の制定等のための情報提供や、条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証および評価等に資する協力を行う施策を盛り込んでおります。

次に、自治体で被害者対応を行う総合的対応窓口について、第1次計画以降、窓口設置を進める施策が盛り込まれ、第3次計画の下で、すべての自治体に窓口が設置されました。

総合的対応窓口は窓口機能の充実等が課題とされており、第4次計画では生活支援を効果的に行うため、自治体に対し、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職への働きかけを行うなどの施策を盛り込んでおります。



このほか、職能団体における専門職の養成・研修の促進、自治体職員等の人材育成等の施策も推進していくこととしております。

次に二つ目のポイントである、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援についてです。

自ら被害を訴えることが困難である

ため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援は第3次計画で着目されましたが、性犯罪・性暴力や児童虐待などが深刻な社会問題となる中、第4次計画では支援の一層の充実・強化を図ることとしております。

まず性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、第2次計画以降、センターの設置を進める施策が盛り込まれ、第3次計画の下で、すべての都道府県に設置されました。

しかし、24時間365日対応しているセンターは、人材面・財政面の課題も大きく、21都府県にとどまっています。

第4次計画では、こうした現状を踏まえ、被害者がいつでも相談でき、必要な支援を受けられるよう、夜間休日コールセンターの設置など、センターの体制強化を図ることとしております。この夜間休日コールセンターは、今月から一部の県で相談受付が開始されております。

児童虐待については、第4次計画では政府の総合的な対策を踏まえて様々な施策が盛り込まれましたが、児童相談所の児童福祉司の増員、学校のスクールソーシャルワーカー等の配置時間の充実等、専門家による支援の充実などを図ることとしております。

次に三つ目のポイントである、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実についてです。

これは犯罪被害に遭われた方々のご要望等を踏まえて第4次計画に盛り込まれた施策であり、刑務所の受刑者等に対して謝罪や被害弁償等の具体的行動を促す教育を充実させることのほか、犯罪被害者等から心情等を聴取し受刑者等に伝達する新たな制度の創設を検討することとしております。

また、社会内における処遇である保護観察処遇に関しても、加害者による謝罪や被害弁償等に資する制度を検討することなどの施策を盛り込んでおります。

最後に四つ目のポイントである、様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援についてです。

第4次計画では、犯罪被害に遭われた方々が直面している様々な問題状況を踏まえ、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援を推進していくこととしております。

まず警察、自治体、民間団体等で構成される被害者支援連絡協議会等で、近時の死傷者が多数におよぶ事案の発生状況等を踏まえ、こうした死傷者多数事案を想定したシミュレーション訓練を行うなど、対応力の向上を図ることとしております。

また、男性、性的マイノリティの方などの性犯罪被害者や障がいのある方など、被害者の多様性に対応可能な職員研修の実施、相談体制の整備、さらには近時、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっていることを踏まえ、インターネット上の誹謗中傷被害にかかる相談体制の充実等を図る施策を盛り込んでおります。

以上のポイントのほかにも、例えば学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、学校と学校外の支援者との連携・協力を円滑に進める必要性が議論され、教育委員会の連携・協力先として犯罪被害者等早期援助団体が明記されるなど、様々な施策を盛り込んでおります。

引き続き、政府一体となって、皆様と連携を図りながら、取組を一層推進してまいりたいと思います。私からは以上です。

大岡： 西連寺さん、ありがとうございました。

それでは討論テーマ①「地方公共団体における支援のための連携」に入りたいと思います。

この討議では、基礎自治体の支援、専門職の活用、大規模事案の対応などについて、ご発言をいただきたいと思います。

実際、日本の民間被害者支援団体は各都道府県に約1カ所、多いところでも数カ所の状況にございますので、被害者にとって最も身近な存在である基礎自治体の果たす役割が重要と思えます。

先ほど飛鳥井さんから地方公共団体に求められる支援について、発言をいただきました。窓口の活性化・強化については、いかがでしょうか。お願いいたします。

飛鳥井： 16番のスライドお願いいたします。これは東京都の支援計画の5本柱の中で項目を拾ってきたものです。新しいところはアンダーラインが引いてあるところです。

第4期東京都犯罪被害者等支援計画	施策の柱1 総合支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な支援体制の整備 ・関係機関との連携・つなぎ窓口となるコーディネーターの配置等 ○区市町村における支援体制の充実に向けた取組 ・コーディネーターによる研修の実施、事例集の作成・配布等 ○緊急支援体制の整備（大規模被害者支援事業発生の時）
	施策の柱2 相談体制・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都総合相談窓口における取組の充実・強化 ・オンライン方式によるカウンセリング等の精神的ケアの実施 ・多摩地区における窓口相談の実施等 ○性被害等被害者支援の取組の充実・強化 ・性被害等被害者ワンストップ支援センターの体制強化等 ○犯罪被害者等への情報提供の充実 ○被害者職力・児童虐待等被害者に対する支援
	施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的負担の軽減 ・見舞金の給付、転居費用の支援、弁護士費用の支援等 ○精神的支援の充実 ・精神科医等によるカウンセリングの充実等 ○日常生活への復帰支援 ・一時的な宿泊費用・転居費用の支援、都営住宅への入居機遇創出等 ○二次的被害・再被害の防止に向けた取組
	施策の柱4 都民の理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、様々な機会・場を通じて、広範・多岐を展開
	施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援に係る人材の育成、専門性向上 ○個人情報管理の徹底に向けた取組

1 番目、関係機関との調整・つなぎ役となる……。これは専門職のコーディネーターを新たに東京都の行政窓口配置しました。今2名の方が実際に活動されております。

それから、ちょっと話も出ました大規模被害者支援事案についての整備も盛り込みました。これは後ほどご説明をします。

それから、オンライン方式によるカウンセリングの充実ということで、実際に都民センターではZOOMを使ったりモートカウンセリングをしておりますが、これは大変に効果的でありまして。

ご自宅から出られない方でもカウンセリングができる。それから、東京を離れて地方に戻られた方とも遠隔地でのカウンセリングができる。これまでは全く手が出なくて電話をかけるぐらいしかなかったのが、実際にお顔を拝見しながら相談に乗ったり、あるいは心理カウンセリングができるということが充実してきました。

そのほか、多摩地区にも多摩支所の窓口を開いたり、経済的支援では、見舞金の給付、転居費用の支援、弁護士費用の支援等が新たに設けられております。こういったような新しい取組が開始されました。

その中で区市町村における支援体制の充実ということになるんですが、基礎自治体窓口の強化・連携ということでは、総合的対応窓口は全国津々浦々、基礎自治体にも設けられているんですが、なかなかそこが活性化していかないという問題があったと思うんですね。

そこで人材育成ということが叫ばれているんですが、実際は、やはりどうしても基礎自治体単位になりますと、事案数がそんなには出てこないものですから経験値がなかなか上がらない。やっと経験した頃には人事異動になるということなんです。

これは行政の宿命でありまして、そういう意味では、なかなか人材育成を叫んでも、それだけの条件が整わないということがありますので、東京都の支援計画では、むしろ育成というよりはバックアップだろうということを考えて、そこに重点を置きました。

実際に基礎自治体の職員の方を、どうやってバックアップしていくかです。技術的なサポー

トであります。

そこで新たに配置されました都のコーディネーターの方、専門職のコーディネーターの方です。その方たちが助言や事例検討、実際に相談に乗る。都民センターの相談員も実際に助言をしたり、一緒にケア会議を開いたり、都民センターに来ていただいて実地研修をするということがあります。

そういったことをこれまで以上に丁寧にしていくことによって、基礎自治体の職員の人たちを支えていくことが大事だろうと考えました。それが具体的な窓口の強化に当たるということで、それを重点項目といたしました。

大岡： ありがとうございます。キーワード「バックアップの必要性」ということについてご指摘いただきました。

先ほど井上さんから支援センターの果たす役割について、発言があったかと思います。被害者のための支援という点で、また、被害者支援センターと地方公共団体との継ぎ目のない支援体制を構築するための場として、被害者支援調整会議あるいは被害者支援連絡協議会といった会議が設定されているかと思います。

こういった会議で大阪センターの担う役割やコーディネーターの役割について、井上さん、よろしく願いいたします。

井上： まずは大阪府被害者支援調整会議について、ご説明をいたします。スクリーンおよび手元の配布資料をご参考にしていただけたらと思います。

大阪府被害者支援調整会議は「オールおおさか被害者サポート」と、別名呼ばれています。大阪府下の被害者支援関係機関すべてを挙げて被害者をサポートする。そして、被害者を孤立化させないという意味も込められて、このような愛称がつけられました。

大阪府犯罪被害者支援条例第19条に定められております。支援を受ける対象者および対象犯罪行為についても、このように規定されております。支援内容についても明確に盛り込まれておりまして、会議の構成についても、このように定められております。

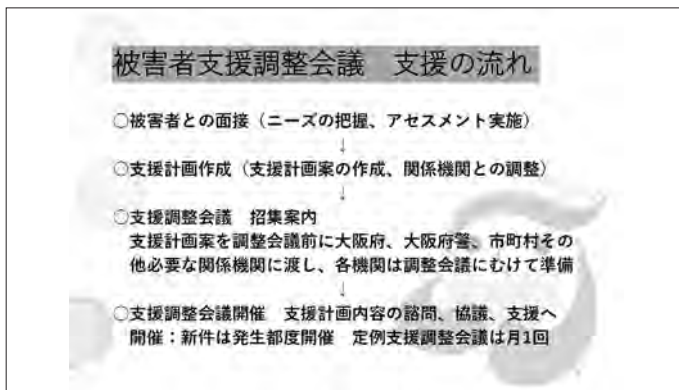
大阪被害者支援アドボカシーセンターは支援計画作成責任者として業務委託され、2019年から調整会議はスタートいたしました。調整会議は大阪府、大阪府警、そしてアドボカシーセンターで基本は構成されております。

アドボカシーセンターが支援コーディネーターの役割を担っておりまして、会議では毎回、被害者が居住する市町村の総合的対応窓口、その担当者の方も招集いたします。そのほかに必要があれば弁護士会、教育委員会、社会福祉協議会、子ども家庭センターなど関係機関にも参加を呼びかけて参加を願っております。

被害者調整会議は会議の名称だけではなくて、実際にはこのようなイメージで、支援を展開している、この支援全体の制度、仕組全体の名称、総称と考えております。

支援調整会議の対象となる被害が発生したら、まず被害者との面談を行って、調整会議で支援を行うことの意味を説明して、被害者の方の同意を得ます。

面接の中で、被害者の今置かれていらっしゃる状況、困っていらっしゃる事、抱えていらっしゃる問題などを把握してアセスメントを実施して、アセスメントシートに基づいて支援計画



案を作成しております。

そして、その支援計画案を、調整会議の開催前には、出席が予定されているすべての関係機関に送付しておきます。調整会議では、各関係機関が持ち寄った支援情報に基づき協議を行っております。

例えば、被害後、日常生活が困難になった方には、市町村のホームヘルプサービス、配食サービス、日常生活の支

援の情報。精神的に不調になった被害者には、被害者に精通した精神科医療のご紹介、カウンセリングのご紹介などもいたします。

被害後には経済的な支援も必要です。ところが、見舞金の制度がある市町村は、まだまだ大阪府の場合は少なく、既存の市町村の持っている福祉制度の中で被害者が適用できる情報を市町村から提供してもらい、被害者に伝え、活用します。活用する場合の運用に関しても、支援センターでお手伝いをいたします。

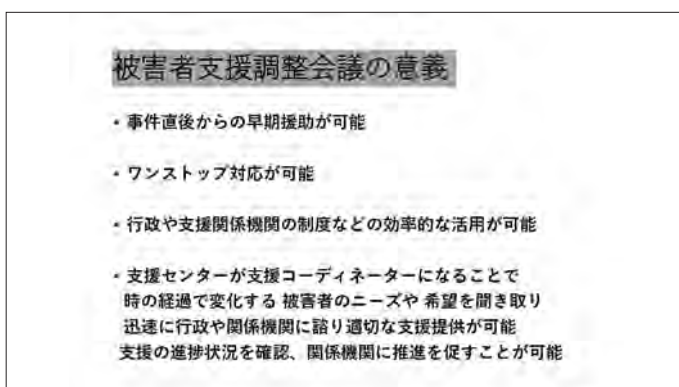
事件直後から調整会議の枠組の中で無料法律相談を受けてもらえる制度がありまして、それを利用して被害者に法律相談を受けてもらい、そのまま弁護士の委任につながることも多いです。

このように様々な支援を使って被害者の方が日常生活を取り戻す、その一助にしてもらっております。

被害者支援調整会議の意義は、まさに事件直後からの早期援助が可能なことです。特にご遺族の場合には、直後から膨大な手続きに追われることが多く、市町村の関与は欠かせません。

それも心情・状況を理解した市町村の担当者、支援担当者がワンストップで対応できると、ご遺族の負担はとて大きく減ることになります。市町村や関係機関の制度なども効率的に活用できます。

そして、何よりも支援センターが支援コーディネーターとなることは、被害者の方にとっては大きな意味があったと思います。



支援実施者の支援センターなので、時の経過とともに変化していく被害者の方のニーズや希望を丁寧に聞き取ることができ、また、それをタイムリーに市町村の担当者や関係者の方に諮ることができます。

支援計画どおりに支援実施ができてい

るかどうか進捗状況を確認しながら、被害者に最適な支援を提供できたのではないかと感じております。

大岡： ありがとうございます。大阪府の被害者支援調整会議、また、そのコーディネーターの役割について、お話をいただきました。

では、その要にもなっております基礎自治体の窓口担当者の育成というあたりでは、いかがでしょうか。

井上： 市町村被害者支援担当職員研修会について、少しご説明させていただきます。

大阪府被害者支援調整会議はスタートした年から年に1度、大阪府下全市町村の総合的対応窓口職員を対象に研修会を実施しております。窓口担当者の意識の向上を図って、被害者に適切な対応をしていただくことを目指しております。

アドボカシーセンターの支援員が研修会では講師となりまして、1回当たり6人から8人ぐらいの少人数の研修を複数回、行っております。被害者の置かれている現状や支援センターの働き、支援調整会議の説明なども研修会の中でしっかりと行います。

実際の支援調整会議では事前に市町村の担当者の方には事例に基づいて少し検討できるような支援情報を支援調整会議の時に持ってきてもらうということを調整会議の研修会の中でもお話ししております、この研修会でも模擬の支援調整会議を体験してもらうために、仮想事例を出して支援情報を持ってきてもらっております。

実際にはこのような形で（研修風景写真）、模擬の支援調整会議を研修会の中で体験してもらっております。市町村に投げかけた仮想事例に基づいての支援情報も出してもらって模擬の支援調整会議で、討議をするという運びになります。



3年目を迎えた今年度、市町村職員研修は、さらに実践型、参加型に進化しております。実際に市町村で被害が発生した時に、市町村職員の方にはどのように動いていただくのか、ロールプレイを交えて体験していただく時間を大幅に増やしております。

これらの研修をとおして、アドボカシーセンターと大阪府下市町村総合的

対応窓口担当職員の方と顔の見える関係が築けてきているのではないかと感じております。実際の支援調整会議でも市町村に招集をかけると、しっかりと支援情報を準備して参加していただいております。

今後も市町村総合的対応窓口担当者には被害者の方への理解を深めていただき、被害者に適切な支援を提供できるように連携を深めていきたいというふうに思っております。

大岡： 大阪の素晴らしい連携の仕組みをご紹介します、ありがとうございました。

私のほうからも少し、支援センターと地方公共団体の連携について、話題提供させていただきます。

現在、地方公共団体では条例を作って、その中で支援センターを条例の中に位置づけるという動きがございます。その参考として名古屋市、横浜市、神戸市の例を持ってまいりました。条例の文言の「関係機関」の中に支援センターは含まれることになることが多いです。

名古屋市の場合でありましたら「関係機関に必要な情報の提供及び助言を行う」となってお

ります。

横浜市の場合でありましたら「情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行う」と明記されております。

神戸市の場合は「関係機関等と連携」という文言になっているかと思えます。

そもそも「連携」「継ぎ目のない支援」といった言葉は犯罪被害者施策の中でもよく使われてきました。あらためて「連携」という言葉は何なのかということも確認したいと思えます。

「連携」という言葉は90年代ぐらいに使われるようになったと言われております。それほど歴史はございません。

昔、高齢者が病気になると病院にお入りになって、そこで看取られることが多かったわけですが、今は医療費の課題もあって、できるだけ早期に地域に出すようになっております。

すると、一人の命を守るのに地域で治療や介護が必要になります。訪問看護、訪問介護、在宅リハビリ、食事サービス、地域の関係機関が情報を提供したり、連絡調整をしたりする中で、連携が不可欠になったという経緯がございます。

図で表しますと、「linkage」というところ「連結」と訳しますが、これがまず第1段階で、第2段階が「coordination 調整」といわれまして、第3段階に「corporation 連携」が来ると考えられております。その先は「協働 collaboration」という概念、関係性の構築になるといわれております。



では、どれぐらい連携が進んでいるのかについて、次のスライドお願いいたします。

私どもは第4次基本計画策定推進専門委員でもおられます伊藤富士江先生を中心に、一昨年に、犯罪被害者支援にかかわる警察はじめ民間被害者支援団体、市区町村、医療機関、女性センターへの連携に関する全国調査を行いました。

そのところ、連携ができていると認識している程度がわかってまいりました。支援センターが地方公共団体の窓口と連携できたと思える事例があるところは32.6%です。一方、市区町村で支援センターと連携できたと思える事例があるところは20%でした。

非常に連携がうまくいっている地域から、十分でない地域や機関もあろうかと思えますが、現在、ワンストップ支援の必要性がなされて久しいですけれども、この数値からは、まだまだ地方公共団体と民間被害者支援団体の連携はこれから、もう少し前向きな言葉で言いますと、伸び代があるという状況ではないかなと考えております。

地方公共団体と民間被害者支援団体の実際の活用例を共有したいと思います。西連寺さん、活用例をお願いできますでしょうか。

西連寺： 私からは、基礎自治体と関係機関との連携を図る取組として、横浜市と三重県の取組をご紹介します。

まず横浜市の取組です。横浜市は平成24年に横浜市犯罪被害者相談室を開設しておりますが、

平成27年度から毎年、関係機関の実務者レベルでの事例検討会や研修などを開催し、共通支援ツールを作成してグループ検討を行うなどして、顔の見える関係づくりを進めております。

その結果、横浜市は、関係機関からの支援の要請、例えば警察、被害者支援弁護士、性犯罪・性暴力被害のワンストップ支援センター、区役所といった機関からの支援の要請によって、市の窓口の支援につながる事案が増えました。

また、一つの事案に複数の機関が同時にかかわり、連携して支援していくという体制づくりが進んでいます。

横浜市は平成31年4月に横浜市犯罪被害者等支援条例が施行され、条例に基づく支援として、家事介護ヘルパー費用、一時保育費用、転居費用の助成や見舞金の支給などの支援施策が行われております。

条例制定の効果として、見舞金の申請などをきっかけとして相談支援件数の増加につながったこと、さらに、ほかの制度の利用、例えばカウンセリングの利用等につながるといった、埋もれていた被害者等の支援にもつながっているとのことでした。

次に三重県の取組です。三重県では業務委託により民間支援団体にコーディネーターを配置して、基礎自治体との連携強化、基礎自治体の窓口の機能強化などを図っております。

三重県では、基礎自治体と第一線の現場である警察署をつないでこそ支援体制の基礎ができるとの考えの下で、県、民間支援団体のコーディネーター、県警本部の被害者支援担当者の三者で、県内すべての基礎自治体と警察署の訪問を行いました。

この取組の中で基礎自治体の職員からは、「被害者に接したことがなく、どのように対応したらいいのかわからない」「住民はほとんどの職員と顔見知りなので対応が難しい」などといった不安の声が多く寄せられました。

三重県としては基礎自治体が支援を行いやすい体制を整備するため、基礎自治体の職員を対象としたグループワーク等の出前講座や、支援ハンドブックの作成を行ったり、さらに支援の担当者だけではなく、知事や各市長などのトップが会する会議や関係機関が集まる会議などで被害者支援を取り扱い、支援についての理解促進等を図っております。

三重県でも平成31年4月に三重県犯罪被害者等支援条例が施行されましたが、条例制定の効果として、庁内関係部局の連携体制が整備され、推進計画に関する有識者等会議などにより、関係機関・団体との顔の見える関係を構築しております。

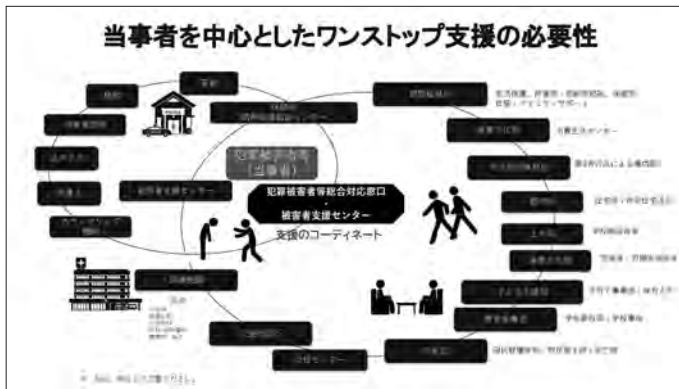
第4次計画では自治体の窓口の活用例を積極的に共有することにより、窓口機能の充実を図っていくこととしております。

こうした効果的な取組を、是非皆さんの参考にしていただければと思います。

大岡： ありがとうございます。

スライド35をお願いします。このように様々な形で連携が進んでいるわけですが、ワンストップ支援の必要性は、もちろん全国でワンストップ支援センターの設立があいついできた性暴力だけではなく、すべての犯罪被害者支援に必要な視点であり、各地域での実践がさらに求められている状況ではないかと思えます。

さて、被害者の精神的・身体的被害を回復・軽減するためには専門職の活用が求められます。自治体によって専門職の人的資源には、ばらつきがあると思えます。都市部と地方では、



専門職としての活動をしている方の人数自体にも差があるとお聞きしております。

専門職の果たす役割や活用について、飛鳥井さん、いかがでしょうか。

飛鳥井： 専門職の支援といった場合、大きく三つのジャンルがあると思うんです。一つは何といたしましても法的支

援でございまして、弁護士の方の協力ということになります。いわゆる精通弁護士の方の力を、どうやって得るかということです。

もう一つは心理的支援ということで、公認心理師の方々を、どうやって活用するか。

あと生活支援の場面では、ソーシャルワーカーの力を、どうやって得るかということになるかと思えます。

先ほど横浜市と三重県の例がございました。都民センターは総合相談窓口の専門職の活用ということで、要するに都民センターでの専門職の活動を充実してまいりました。

法的支援についてはもう、たくさん精通弁護士の方と顔の見える関係ができておりますので、そういうような通常のネットワークができております。

東京都総合相談窓口ができました時に、まず心理師2名を配置して、最初は2名から始めたんですね。そこから実績を積んでいきまして、この13年間で8名まで広げることができました。

そのほかに社会福祉士の方が3名おられます。

総合相談窓口、都民センターの中で、そういう専門職を増やしてまいりましたので、もう最初から相談員と心理師とが車の両輪になって、一緒に支援活動を行うことができます。常に同じオフィスですから情報共有ができるわけですね。

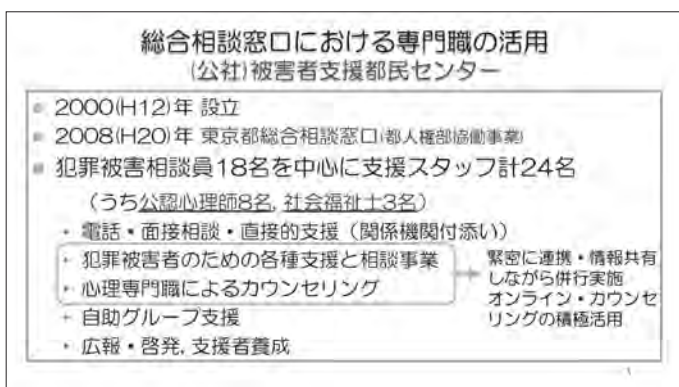
それから、先ほど言いましたようにオンラインカウンセリングも最近は積極的に活用しております。

8名の方、皆さん非常勤の心理職の方ですけれども、ばらばらにならないように、私も入って週に1回、事例検討会を開いております。それぞれ勤務曜日は違いますが、自宅にいてもZOOMで参加して、全員が集まって週1回、検討ができます。

それで、新しく心理相談を始められた方はどんな状況なのか、今継続中の方はどんな方、終

わった方のアフターケアの状態や、そういうことを報告し合って、みんなで共有します。そこでいろいろ意見があったり、まだ経験が浅い人に対してはスーパービジョンもできるわけです。

そのミーティングは相談員にもオープンしていますので、必要に応じて入っていただいて、例えば、公判支援の状況はどうなっているとか、生活支援はど



うなっているかとか、そういった情報も一緒に出し合いながら検討するといったようなことで、クオリティコントロールといいますか、内容の充実を図っております。

こういうことが今はできるようになりました。ここまで来るまでに10年以上の歳月がかかっておりますけれども、東京都ではそういう形で、都民センターの中での専門職を充実してきたということです。

それから、新しく東京都に専門職のコーディネーターの方が配置されましたので、今後は、そういう形でのさらに連携を広げていくことができるかと思えます。

大岡： ありがとうございます。

では西連寺さん、専門職の採用状況や活動の状況について、少しお知らせいただけないでしょうか。

西連寺： 全国の自治体での専門職の活用状況ですが、令和3年4月現在で自治体の総合的対応窓口で専門職を配置しているのは、都道府県は47団体中11、政令指定都市は20団体中6、市区町村は1,721団体中89となっております。

4年前である平成29年4月からの増加数を見ますと四つの県、三つの政令指定都市、50の市区町村が増加しましたが、全国的に見ますと配置は一部にとどまっています。

配置がなかなか進まない原因としましては、一概に申し上げるのは難しいのですが、被害者支援に携わる専門職の人材確保の難しさ、自治体の財政問題などがあると考えています。

また、自治体の専門職の資格としては社会福祉士の方が最も多く、精神保健福祉士も合わせて福祉系の専門職が多い状況です。他方で公認心理師や臨床心理士といった心理系の職員は、いまだ少ない状況です。

配置としましては、被害者支援を専任とする方は少なく、ほかの業務と兼務している方が多くなっています。

このように、特に基礎自治体ではなかなか専門職の配置は難しい状況ですが、各地における取組として、例えば東京都のように広域自治体に専門職を配置したり、広域自治体から委託により民間団体にコーディネーターを配置したりして、基礎自治体窓口のバックアップ、例えば被害者等を基礎自治体や関係機関・団体の支援につないだり、基礎自治体職員の研修を行ったなどの効果的な取組も見られます。

第4次計画では自治体職員の人材育成にも力を入れていまして、自治体の支援の充実を図っております。

警察庁では毎年、都道府県、政令指定都市と共催で、被害者支援の全国的な水準の底上げを図るための事業を行っております。これまで支援ハンドブックや被害者ノートの作成のほか、関係機関の担当者などを参加者とする相談対応研修などを行ってきました。

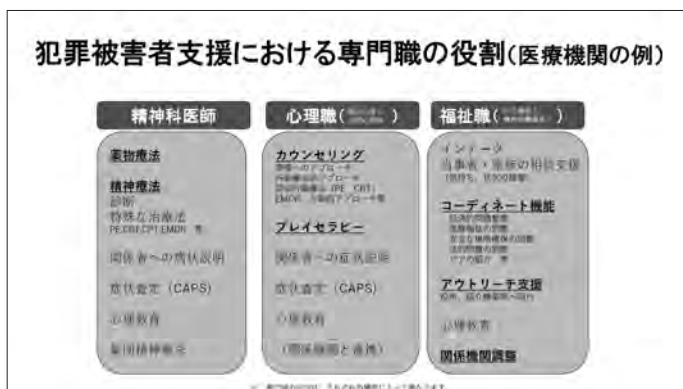
これらの取組を各自治体と共有しながら支援の充実を図ってまいりたいと思えます。

大岡： ありがとうございます。

では、大岡からも専門職の役割と活用について、話題提供させていただきます。簡単にご説明差し上げたいと思えます。

現在、犯罪被害者支援における専門職といった時に、既にご活躍の弁護士の先生方等を除きまして、例えば精神科医、心理職、福祉職が医療機関では活躍する専門職となっておりますが、それぞれ、関わる内容、その役割が異なります。

これは、私がPTSDの拠点病院で働いていた時に実際にやってきたものを書き出してみたものです。



先ほど西連寺さんからございましたように、基本計画が3次、4次と変わっていく中で、さらなるこういった専門職の活用を図っていくことが求められるようになってまいりました。

その中で現在どのように専門職が、役割を担っているのか、活用されているのかを考えました時に、Aパターン、Bパターン、Cパターンとさせてもらいま

たけれども、こういった形で今、専門職は活用されているのかなと思っております。

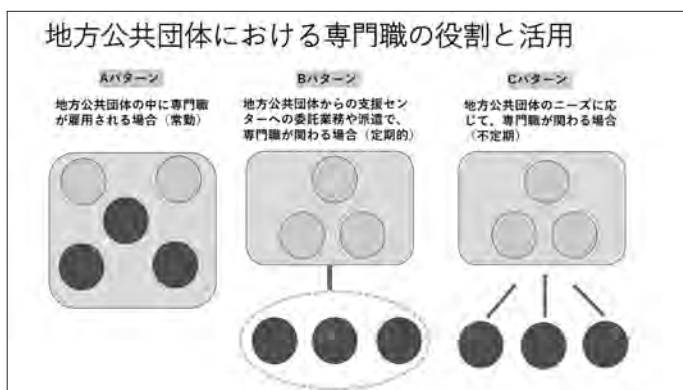
Aパターンは、常勤で地方公共団体の窓口の中で活躍をされている場合です。

Bパターンは、支援センターへの委託業務や派遣という形で、定期的の一つのチームを組んで専門職がかかわるような場合を指しております。

Cパターンが現在多いのかなと思いますが、地方公共団体によるニーズが出てきた時に不定期にかかわる形を指しております。

ただ、犯罪被害者支援分野におきましては、Cのパターンで、本来であればスーパービジョン、仮想事例に基づいてやっていくことが必要なんですけれども、そういうようなところがそれほど進んでいないというような印象を受けております。

なお補足なんですけど、私はソーシャルワーカーでして、よく「ソーシャルワーカーって何をするかわからない」なんて言われるわけです。



地方公共団体で、例えば、いろんな条例の中で制度があって、それを被害者がいらした時に、使えるか、使えないかというご説明を非常に熱心にされた後に、そこで、もしも制度にうまく乗らなかったら「申し訳ありません。適用できません」というふうになってしまう場合もあるかと思うんです。

そんな時にソーシャルワーカーは、単に制度を紹介するのは仲介機能、ブローキングと呼ぶんですけども、こういうことがちょっと難しいというケースの場合には、ここで「申し訳ありません」ではなくて、例えば調整、コーディネートをしていって、他の制度やサービスにうまくつなぎ合わせていく。

あと、ネットワークング、連携・協議ということで、本当だったら使えないものも、うまく使えるように協議をして組み立て変えていく。こういうことをするのが業務の中で、よく生じ

ております。

こういうノウハウ、そして様々な制度、サービス、既存のものをどのように活用するか。こういったものを日頃から福祉職は、犯罪被害者支援分野でも共有をできないかなということを考えておりますことを補足させていただきたいと思いました。

さて、こういった専門職につきましては、実際に被害者支援を担ってきていただいた被害者支援センター、非常に大きな役割になっているかと思えます。

専門職と被害者支援センターの連携の支援について、井上さん、いかがでしょうか。

井上： 大阪被害者支援アドボカシーセンターでは財政的な余裕がなく、専門職の支援員を雇用することができません。

本当に乏しい財政状況の中なので、その解決策として、スタート当時から、支援や人脈を通じてセンターの活動に理解を深めた専門職の方に、アドボカシーセンター専門支援員として登録してもらい、折々に協力してもらっています。

その内容といたしましては、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士など、現在、9名の専門支援員がおります。

例えばカウンセリングの場合には、被害の特性をかんがみて、事案ごとに精通した心理師（心理士）をお願いして、センターで被害者カウンセリングを実施しています。

その後、スーパーバイザーの精神科医を招いて、カウンセリングのスーパービジョンを行っています。このスーパービジョンは、センターの担当支援員や支援責任者も入って、これからの支援の方向性について一緒に検討を進めています。

スーパービジョンまで併せ持つカウンセリングを支援センターが行うことは全国的に少ないと聞いておりますが、被害者に、より適切な支援を行うためには、アドボカシーセンターでは不可欠だと当初から考えております。

また、月に1度、定期的に専門支援員と一緒にケースアセスメントも行っています。

支援センターでは児童・生徒の被害者家族を支援する機会が多いのですが、この専門支援員はスクールカウンセラーを指導する立場にあることから学校現場の状況にも詳しく、ケースの見立てや今後の支援の方向性について助言を得る、良い機会にしております。

このように、専門職の人材を財政的に雇用できない当支援センターでも、専門支援員としての登録制度を使って専門職の方に支援協力をいただくことで、支援センターの支援を、より客観的に見直すことができっております。

被害者の方に、専門職の力も得て、より最適な支援提供をと、これからも心がけております。

大岡： ありがとうございます。ここまでは地方自治体の窓口の役割、センターの役割、支援のための連携、専門職の活用について、討議を行ってまいりました。

ここで、大規模事案が発生した際に、どのような連携が求められるかについて、問題提起をいたします。

スライド50をお願いいたします。もうこれは先ほど西連寺さんからもご報告がありましたように、本当に様々な関係者、先生方のおかげで条例が各地にできている状況を示しています。

しかしながら、大規模事案の支援について、条例あるいは条例からスキームを別途作ってい

る地方公共団体は、まだ多くはないのではないかと思います。

実際、大規模事案が生じますと、多数の被害者が一度に1カ所に出てきます。被害後、被害者はバラバラになってしまうという特徴がございます。見舞金はじめ、地方公共団体のレベルで支援を受けることができる方と受けられない方が出てまいります。

また、大規模事案のスキームがあらかじめできていないと、いざ事件が起こった時に緊急で、どのように関係者を徴集するかという点で課題が生じる場合がございます。

関係してもらったほうがいい機関が漏れてしまうと、そのあと個人情報の壁から、支援を提供したくても情報共有が十分できなくて、支援ができないということが起こってくることもあるかと思います。

では飛鳥井さん、ぜひ大規模事案に備えたスキームにつきまして、お願いしてもよろしいでしょうか。

飛鳥井： 大規模被害者支援事案については基本計画の中でも少し触れられています。東京都もこれについてスキームを作りました。

大規模被害者支援事案は災害対策の延長では足りないということです。何が足りないかというと、少なくとも警察、行政、支援団体の連携が必要になりますので、どうやって連携を作るかということのスキームが必要になります。それが、いわゆる自然災害での災害対策と違うところでございます。

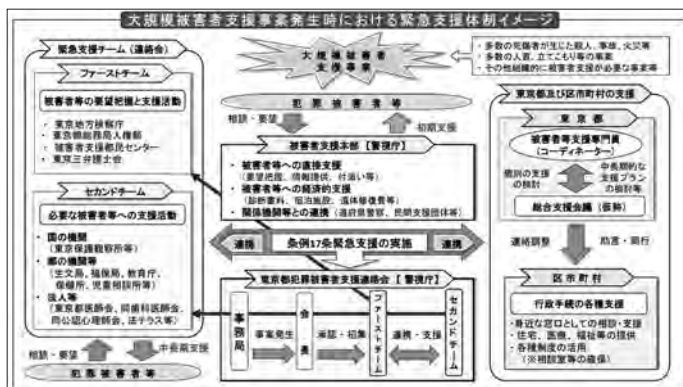
東京都はまず、支援条例で緊急支援の実施ということで、死傷者が多数に上る事案について、そのための体制を作るということを条例に盛り込みました。

それを受けて支援計画の中で、これは国の基本計画でも述べられていますが、犯罪被害者支援連絡会を中心として、関係機関の役割分担や支援体制、あるいは対応マニュアルを作るということを盛り込んでおります。

それを受けて、これは警視庁の支援室の方が大変汗をかかれまして、これからご紹介するようなスキームを作りました。

ただ、これはあくまでも支援条例から始まっているんですけど、支援条例に項目を盛り込む時に、具体的にどういうスキームにしていくかといった絵柄を思い浮かべながら、条例の段階で盛り込んでいるという作業をしてまいりました。

43番のスライドをお願いします。これは全体像です。



大規模被害者支援事案が発生しますと、まず警視庁で捜査本部とは別に被害者支援本部が立ち上がります。それによって多くの警察官の方が支援員として動員されまして、直接もう早期の段階から、非常に混乱した状況の中で支援活動が始まるんです。

それを見て、多少いろいろなことが整理された段階で、これは大規模被害者支援事案として対応しようということになりますと、犯罪被害者支援連絡会に話が来まして、そ

援事案として対応しようということになりますと、犯罪被害者支援連絡会に話が来まして、そ

ここで連絡会の名の下に、まずファーストチームというのを招集します。それに応じて、次にセカンドチームというものを招集することになります。

まずファーストチームです。四つあります。東京地方検察庁、東京都総務局人権部、都民センター、三弁護士会。この四者がファーストチーム。プラス、警視庁の支援室が事務局をしているわけです。

大事なことは、まず要望の把握です。事態がどうなって、どういう支援が必要なのか。付き添い支援、報道対策、カウンセリング、経済的支援、弁護士連携。いろいろな問題が一挙に吹き出してくると思いますので問題点を整理して、どういう支援がどの程度必要なのかということで、早期からの支援体制を組んでまいります。

その段階でセカンドチームを招集いたします。今、連絡会に40の機関や団体が参加しておりますので、その中から支援ニーズに従って、いろいろな機関や団体をお願いすることになると思います。国の機関、法人、東京都の各機関。いろいろな団体がございますので、それぞれに力を貸してもらうことになります。

これがスキームでございまして、これだけのことを、いざ事が起こってから組み立てようと思うと大変なことになりまして、恐らくもう、かんかんがくがくで前に進まないということで、平時の段階から、こういうスキームを作って覚え書きを交わしております。

何かあった時はこういうことで動きますのでよろしくお願ひしますということで覚え書きを交わしておりますので、早期の段階から、ぎくしゃくしないで支援体制が構築できるような工夫をしております。

これが東京都のスキームでございます。まだ一度も実際には動いておりません。実際に何かあれば、またいろいろな問題点が出てくるかと思ひます。その都度、修正することになります。まずはこういうスキームを作ったということであります。

大岡： ありがとうございます。こういった日頃の備えとしてのスキームの必要性を、お知らせいただいたかと思ひます。

地域をまたいで支援する際に、被害者支援センターとして共同支援の仕組や事例がありましたら、井上さん、お願いできますでしょうか。

井上： 全国被害者支援ネットワークに加盟する支援センターでは以前から、都道府県をまたぐ支援には、それぞれの支援センターが連絡を取り合いながら支援を分担して行うという、共同支援と呼ばれているものですが、共同支援にもう既に踏み出しておりました。

事件発生地支援センター、被害者の住んでいる都道府県の支援センターには、それぞれの都道府県の警察本部から情報提供がなされます。

被害者の住んでいる都道府県の支援センターが被害者にまずはお目にかかって、今必要とされていることの聞き取りから支援に入っていくことが多く行われています。日常生活支援、身体的・精神的ケアなど情報提供もして、事件直後の混乱を支えています。

他方、事件発生地の都道府県の支援センターでは刑事手続きの際の支援、主に検察庁、裁判所での付き添い支援など、日頃の経験を生かした支援を提供することができます。

共同支援が被害者に本当に役立つためには、両支援センターの間で、より綿密な情報共有と、

より緊密な連絡体制が整っていることの大切さも今まで経験してまいりました。

このように、単独の被害発生の場合には全国被害者支援ネットワークがシステムとして機能して、既にかかなりの共同支援の件数が、役割分担をしながら円滑に行われています。大阪でも年間に数件以上の共同支援を行っております。

しかし、大規模被害が発生した場合には被害者が居住する都道府県の支援センターも多岐にわたりますし、どこの支援センターが支援コーディネーターとして司令塔になるのか、個人情報管理の壁もあって、なかなか難しい場合があると思っております。

全国すべての都道府県に、大規模事案に対応する項目が組み込まれている被害者支援条例の制定・拡充が待たれるところです。また、全国被害者支援ネットワークにおいても早急な体制の整備を期待したいと思っております。

大岡： ありがとうございます。

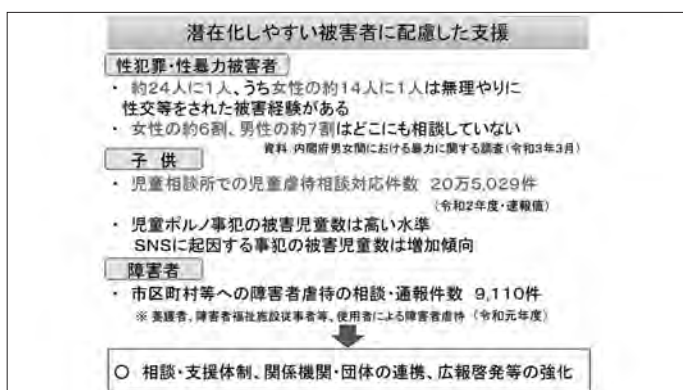
残り10分強となりましたが、討議テーマを潜在化しやすい被害者に配慮した支援について、視点を移したいと思います。ここでは潜在化しやすい被害者として、性犯罪被害者、子ども、障がい者としてしたいと思います。

被害実態の見えづらさ、その支援について、西連寺さん、いかがでしょうか。

西連寺： 被害の実態や支援策について、ご紹介いたします。

まず性犯罪・性暴力被害者についてですが、内閣府の調査によると、約24人に1人、うち女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた被害経験があり、被害を受けた女性の約6割、男性の約7割は、どこにも相談していません。

性犯罪・性暴力は被害者の心身に極めて重い被害を与えるものですが、被害者は精神的なダメージなどから警察への被害申告をためらうことが多く、特に被害が潜在化しやすい実態があります。



第4次計画では、ワンストップ支援センターの体制強化、センターや警察における相談ダイヤル等の充実、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育などの総合的な取組を推進しております。

次に子どもについて見ますと、被害が表に現れた件数となりますが、児童相談所での児童虐待相談対応件数は過去最

多となっています。

子どもの性被害や、児童が自らを撮影した画像に伴う被害などの児童ポルノ被害は高い水準にありますし、SNSに起因する児童買春、児童ポルノや略取誘拐などの事犯も増加傾向にあります。

子どもも、被害を認識したり、言葉で伝えることができなかつたり、加害者との関係性などから被害を他人に知られたくないという意識が働いたりして、被害が潜在化しやすいとされて

います。

第4次計画では、少年相談窓口の充実、専門職員等による継続的な支援活動、児童虐待に対する職員体制・専門性の強化、要保護児童対策地域協議会や警察の少年サポートセンターの支援活動などの総合的な取組を推進しております。

最後に障がいのある方についてですが、市区町村等への障がい者虐待の相談・通報件数も過去最多となっています。

障がいのある方も、被害を認識したり、周囲に対する伝え方がわからないなどの理由により被害が潜在化しやすいといえ、第4次計画では、障がいのある方への性犯罪・性暴力被害の支援や、人権相談の充実などの各種取組を推進しております。

これらの潜在化しやすい被害者への支援のためには、相談につながりやすくし、適切な支援を受けることができるようにすることが重要となります。そのために相談ダイヤルの短縮番号化、SNSなどの多様な手段による相談体制の整備、さらには教育、広報啓発の強化などの取組を推進しております。

53のスライドをお願いします。支援を必要とする被害者は様々な立場の方に広がっておりますが、基本法や基本計画で、どのような範囲の方が施策の対象とされているのかという点に関して、「犯罪被害者等」の定義について簡単に触れたいと思います。

基本法や基本計画では「犯罪被害者等」について、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう」と定めています。また「犯罪等」についても、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう」と定めています。

犯罪被害者等施策の大本となる基本法、基本計画としての性格上、支援の対象である方を入り口の段階から狭めてしまうのは適当ではありませんので、「犯罪被害者等」の範囲について幅広に定められています。

先ほど、性犯罪・性暴力、児童虐待、障がい者虐待の被害者を挙げましたが、性暴力という用語は幅広い用語ですし、児童虐待や障がい者虐待も、児童虐待防止法や障がい者虐待防止法で、どのような場合に虐待に該当するのかが詳しく定められています。

また、全国被害者支援ネットワークの定款では災害による被害者も含まれており、実際に、東日本大震災における被災者支援などでご尽力されております。

ですので、様々な被害者の中には、厳密な意味では基本法や基本計画における「犯罪被害者等」に含まれるのか、明確とはいえない方もいるとは思われますが、実際の具体的な支援に当たっては、被害者が必要な支援を受けることができるよう、個々の支援制度に基づいて、支援対象となる被害者を適切に判断していく必要があると思います。

大岡： ありがとうございます。

こういった潜在化しやすい被害者といった時に、性犯罪被害者や子ども、障がい者への支援のための多機関連携について、飛鳥井さん、お願いいたします。

飛鳥井： 54番目のスライドをお願いします。これは都の支援計画での性犯罪・性暴力被害者支援です。もちろんワンストップ支援事業が中心でございますので、その活動を充実させることが大きな柱になります。これは各都道府県でも同じだと思います。

ただ、それだけですと、どうしても漏れてしまうところがあるものですから、さらに多様な相談方法の提供ということも念頭にありまして。

その一つの例が東京では男の子の被害で、都民センターでも扱うケースが増えてまいりました。これは昔もあったのかもしれませんが、最近は事例化することが増えてきております。

学童前から小学生、中学生、高校生の男の子が被害を受ける。大体、加害者は信頼していた立場の指導者。指導的な立場の男性から被害を受ける。一人の加害者から複数の被害者が生まれるといったような事案です。

それによって、その子どもは勉強が手につかなくなる。あるいは、学校で孤立してしまう。場合によってはPTSD症状が出ることも、まれではありません。

これも心理的なケアが必要になるんですけれども、だいたいいろいろな事案の経験を積み重ねてきました。きちんとケアすれば、その子たちもみんな元気になって回復をしていきます。

ただ、なかなか一般のところでは、どういうふうに接していいかわからないということが、まだまだあるかと思うんですね。しかし、そういう子たちにも、きちんとケアをしていくことで元気になっていけるということで、男の子の場合、より潜在化しやすいという問題がありますから、ちゃんとケアが行き届くようにしていきたいと思っております。

そのほか、産婦人科の先生方との連携も、東京都のほうで研修会などを開いたり、産婦人科だけではなくて精神科の協力、医療機関との合同の勉強会も開催しております。そういったような取組をしております。

もう一つは子どもへの支援です。これも虐待のケースですけれども、スクールカウンセラー等の公認心理師を対象とした研修の充実は、さらに図っていこうと考えているところでございまして。

子どもへの支援（都支援計画）	児童虐待に係る相談支援の実施 福祉保健局	区市町村の子育て支援機関、児童相談所など、地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。 また、各児童相談所と区市町村の子供家庭支援センターの連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないよう、より一層の連携強化を図ります。 あわせて、児童虐待を防止するため、より相談等にアクセスしやすい相談窓口を設置します。
	学校における相談体制の充実等への支援 総務局 教育庁 警視庁	犯罪被害に遭った児童・生徒への的確な対応や適切な精神的ケアを行うことができるよう、東京公認心理師協会等との連携により、スクールカウンセラーを含む公認心理師等を対象とした研修を実施します。 また、犯罪被害に遭った児童・生徒への中長期にわたる精神的支援に当たっては、学校、地域、警察等が連携して対応できるよう支援します。

それから、お子さんの場合は学校との連携が、どうしても一つの壁になりがちなんですね。これまでも大きな壁になっておりましたので、国の基本計画でも、学校と地域の例えば被害者支援センターなどとの連携を、どうやって図っていくかということが課題でございました。

基本計画にも、そのことについて触れていただきまして、都の支援計画でも、学校と地域の支援団体とを、ちゃんと連携するといったようなことを文言として入れたところでもあります。

大岡： ありがとうございます。

学校との連携という点で、被害者支援センターはいかがでしょうか。

井上： 支援センターでは、児童・生徒・学生の被害者の支援をすることがよくあります。以前、高校生の支援をした際に学校と連携を取りながら支援を進めたことで、本人が落ち着きを取り戻された事案がありました。

この事件は、高校3年生の女子生徒が性犯罪被害にあい養護教諭に打ち明けたことから、本人の了承を得てアドボカシーセンターに支援依頼が入ってきました。

本人には家庭のサポートが得られない状況があり、被害からの回復だけではなく、生活全般についても学校としては心配であるとのことでした。

高校の中でケース会議を開くので参加していただけないかと、初期の段階で養護教諭から案内がありまして、センターからは支援責任者と支援員が参加いたしました。高校からは養護教諭、担任教諭、学年主任、管理職の教頭先生。そこに支援センターが参加してのケース会議でした。

支援センターから先生方に、被害にあうことで人はどんな精神状態・状況になるのか、これからの刑事手続きがどのように行われて、支援センターがどんなふうに支援をしていけるのか、お話をさせていただきました。

養護の先生だけではなくて、学校全体で被害生徒のサポートをしていただけたらというのが私たちの願いでもありました。

先生方にとっては、被害者をサポートする支援センターがあるということ、被害者は裁判所への付き添いや、被害者に精通したカウンセラーによるカウンセリングを無料で受けることができるということなど、初めて知ることばかりだったようで、何よりも先生方の顔が、その場でパッと明るくなられたんですね。先生方の安心感が伝わってくるようでした。

その後、被害生徒は、学校の理解、支援センターの支援を受け、日常生活のサポートも得られて、徐々に落ち着きを取り戻していかれました。

この養護の先生は、以前に開催された、養護教諭向けの研修会でアドボカシーセンターが講演したことを思い出して支援依頼をしてこられた、そういう経緯がありました。

その後、この先生が大学で教える立場になられて、現在は養護教諭を目指す学生を引き連れて、授業の一環として毎年、支援センターに来られています。センターの支援員が講師として被害者支援の研修を学生に行い、学生にとっては受講が必須単位となっているそうです。

被害にあった子どもたちや不登校の子どもたちにとって、学校の保健室は大切な避難場所の一つであり、養護教諭とのかかわりは子どもたちに大きな影響を与えます。

そんな養護教諭を目指す大学生に、被害者支援の現場、支援センターを知っていただくことは大きな意味があると感じています。

『子どもが被害にあったとき 学校の教育関係者の皆さまに』。この冊子は、学校の現場で生徒に接していらっしゃる先生方に向けて、被害にあった子ども・生徒への対応について参考になればと考え、アドボカシーセンターで制作したものです。役立てていただけたらと考えて、学校関係者の皆様にもお配りしております。

子どもが被害にあうことは残念ながら、ますます増えています。学校の先生方に理解を深めてもらい、支援センターと学校が連携して、被害にあった子どもたちをサポートしていくことは、これからも増えていくのではないかと考えております。

大岡： ありがとうございます。

西連寺さん、学校を管轄する教育委員会との連携で、もしも補足があれば簡単にお問い合わせいたします。

西連寺： 実際に民間支援団体が支援を行った取組を見ますと、例えば学校のみでの支援が難しい事案があります。

教職員やスクールカウンセラーが、被害児童やその兄弟姉妹、その他の児童たちへの接し方がわからず、対応に困ったりした事案や、被害児童の保護者が学校外の機関による支援も希望された事案があり、これらの事案では、警察や民間支援団体が持っている被害者支援の知識や情報のサポートによって、適切な支援を継続することができております。

多くの子どもが被害に遭った死傷者多数事案でも、民間支援団体が複数のご家族へのカウンセリングを継続的に行ったり、また、弁護士の説明会を開催して被害者と弁護士をつないだりした連携の取組が見られます。

民間支援団体の支援が必要とされるケースで、いかに被害者を民間支援団体の支援に結びつけることができるかが課題だと思えます。

その方法としましては、被害直後から被害者やそのご家族とかかわる警察、そして自治体のコーディネーターなどが、被害者やそのご家族、学校との連携を取りつつ対応し、そこから民間支援団体につないでいくことが効果的であると思えます。

また、被害者支援の関係機関による連絡協議会は、都道府県単位のものや警察署単位のものがありますが、これらの協議会での連携を図り、民間支援団体につないでいくことも重要だと思えます。

このほかにも民間支援団体の方には、学校における「命の大切さを学ぶ教室」などでご講演をいただいておりますが、こうした機会を通じて学校の教職員や管理職の方々に、民間支援団体の役割などを理解していただくことも重要だと思えます。

第4次計画では、教育委員会の連携・協力先として、新たに犯罪被害者等早期援助団体が明記されました。学校と民間支援団体の連携・協力が進むよう、国としても取り組んでまいりたいと思えます。

大岡： ありがとうございます。

私の不手際で少し時間が超過してしまいましたけれども、このたび、様々な視点からご議論をいただきました。

最後の、潜在化しやすい被害者といった時に、例えば、家族、親族の中に加害と被害が存在してしまう場合なども、まだ今の支援の枠組では十分に支援が入っていないということも指摘させていただきたいと思えます。

また、医療観察法や少年法などの事案の場合にも、加害者側の個人情報の絡みから、被害者参加制度等も利用ができず、被害者支援が十分には行えていないというような印象も持っております。

そのような意味で、まだまだ課題が多い犯罪被害者支援ではありますけれども、これからも連携をさらに強化いたしまして、みんなで犯罪被害者支援を盛り上げていけると良いのではないかと願っております。

このたびは、皆様のご協力のもとこのような形で議論をさせていただきましたことに感謝いたします。ご清聴ありがとうございました。